

アメリカ合衆国植物品種保護法（仮訳）

第 I 部 - 植物品種保護局

章	条文
第 1 章 組織及び公表.....	1
第 2 章 植物品種保護局に関する規定.....	21
第 3 章 植物品種保護手数料.....	31

第 1 章 - 組織及び公表

第 1 条 設立

農務省に、この法律に定められた機能を有する植物品種保護局を設置する。

(7 U. S. C. 2321.)

第 2 条 印章

植物品種保護局は、植物品種保護が与えられた書類及び証書を証明するための印章を持たなければならない。(7 U. S. C. 2322.)

第 3 条 組織

植物品種保護局の組織は、本法に規定する場合を除き、農務長官（以下、「長官」という）によって決定される。植物品種保護局は、専らこの法律の運営を行う。

(7 U. S. C. 2323.)

第 4 条 職員の植物品種保護の制限

植物品種保護局の職員は、雇用期間中、相続又は遺贈による場合を除いて、植物品種保護を申請し、同局の所掌する事項に関する権利又は利益を、直接的又は間接的に取得してはならない。本条の規定は、植物品種保護局の職員以外の植物品種保護委員会の委員には適用されない。(7 U. S. C. 2324.)

第 5 条 廃止 (7 U. S. C. 2325.)

第 6 条 規則

長官は、植物品種保護委員会と協議の上、植物品種保護局における事務の実施について、本法に矛盾しない規則を制定することができる。(7 U. S. C. 2326.)

第7条 植物品種保護委員会

(a) 任命 - 長官は、植物品種保護委員を任命するものとする。委員会は、本法が所掌する多様な分野の品種開発の専門家により構成される。委員会の委員は、農民代表を含み、民間企業又は種子業界、若しくは政府又は公的機関から偏りなく選出されるものとする。長官又は長官が指名した者は、同数の場合を除き、議決権を行使することなく理事会の議長を務めるものとする。

(b) 委員会の任務 - 植物品種保護委員会の任務には、以下の事項が含まれる：

(1) この法律の適正な運営を図るための規定及び規則の採択に関する長官への助言

(2) 審査官からのすべての上申に関する助言及び決定

委員会は、委員会全体として対応するか、又は選択された委員による部会で対応するか、及び部会による諮問決定を再審査するかどうかについて決定する。上申に関する業務について、委員会は、特定の上申に係る分野の専門家を臨時メンバーとして選任することができる。

(3) 第44条に基づくすべての質問に関する長官への助言

(c) 委員会の謝金 - 植物品種保護委員会の委員には、標準的な政府の弁償費用を除き、謝金は支払われない。(7 U.S.C. 2327.)

第8条 図書館

長官は、審査官の職務の遂行を支援するため、植物品種保護局に、外国及び国内の科学及びその他の著作物並びに定期刊行物を備えた図書館を置く。(7 U.S.C. 2328.)

第9条 保護された植物品種の登録簿

長官は、米国の保護植物品種の説明書の登録簿を維持する。(7 U.S.C. 2329.)

第10条 公表

(a) 長官は、長官が適切と判断する形式で、以下の事項を公表する、又は公表することができる。

(1) 図面や写真を含む保護された品種の説明書

(2) 年次統計を含む植物品種保護局の公報

(3) 植物品種保護法及び施行規則、植物品種保護局の業務に関する通知及びその他の出版物

(b) 長官は、技術的及びその他の発明を促進し、植物育種の発展を促進するために、(1) 植物品種保護記録及び資料の検索のための設備を設置することができ、(2) 情報サービスを

通じて、植物品種保護局が入手可能な又は植物品種保護局が保有する技術情報及び公表情報の一部を、適宜一般に情報提供することができる。

(c) 長官は、植物品種保護局が使用を希望する公表物を特定の公表物と交換することができる。長官は、米国で保護された品種の説明書、図面、写真の複写を、外国の植物品種保護申請又は登録の説明書、図面、写真の複写と交換することができる。(7 U.S.C. 2330.)

第 11 条 公共図書館のための複写物

長官は、保護された植物品種の説明書の複写、図及び写真を、米国の公立図書館において公衆が使用できるよう提供する。(7 U.S.C. 2331.)

第 2 章 - 植物品種保護局に関する規定

第 21 条 土曜日、日曜日又は休日の場合の手続き

米国植物品種保護局で何らかの手続きを行う又は料金を支払うための締切日が、土曜日、日曜日、コロンビア特別区内の休日若しくは植物品種保護室が書類の受領を閉鎖する日に当たする場合、翌営業日に手続きを行う又は手数料を払うことができる。(7 U.S.C. 2351.)

第 22 条 提出書類の様式

長官は、植物品種保護局に提出する書類の様式を規定することができる。(7 U.S.C. 2352.)

第 23 条 植物品種保護局における事件に係る証言

長官は、植物品種保護局が、宣誓供述書、証言録取書及びその他の証拠を要求するための規則を定めることができる。合衆国裁判所又は供述する者が居住している州の裁判所で使用される証言録取書を取る権限を法律によって与えられている職員は、当該宣誓供述書及び証言録取書を取るることができる。長官の委任により他の職員が行う場合においても、同等の権限を有する。(7 U.S.C. 2353.)

第 24 条 召喚状、証人

(a) 植物品種保護局における係争事件に関して使用される証言が取られる合衆国地方裁判所の書記官は、いずれかの当事者から申請があった時は、その地方に居住又は滞在している証人に召喚状を発令し、それに記載した時及び場所に出頭し、その地方で証言録取書を取る権限を与えられている職員の前で証言するように証人に命じなければならない。証人の出頭並びに書類及び物件の提出に関する連邦民事訴訟規則の規定は、植物品種保護局の係争事件に適用される。

(b) 召喚されて出頭したすべての証人には、合衆国地方裁判所に出頭する証人に対して認められる日当及び旅費が支給されるものとする。

(c) 召喚状を発令した書記官が所属する裁判所の裁判官は、当該令状への服従を強制することができ、又は召喚状を送達された証人が出頭又は証言することを無視若しくは拒否したという証拠があるときは、他の類似事件と同様に、不服従を処罰することができる。召喚状の送達日に日当、往復旅費及び尋問地に 1 日滞在する費用の支給又は申し出がされていない限り、証人は、召喚不服従による侮辱罪を犯したものとみなされない。また、秘密事項の開示拒否も同様とするが、召喚状を発令した裁判所が適切な命令を出しているときは、この限りではない。(7 U.S.C. 2354.)

第 25 条 瑕疵のある書類作成の効力

植物品種保護局に提出されるべき書類であつて、法律、規則又はその他の規程によって特定の方式で作成するよう要求されているものに関しては、長官は、その作成に瑕疵がある場合でも、適正に作成された書類が所定の期間内に提出されることを条件として、仮受理をすることができる。(7 U.S.C. 2355.)

第 26 条 植物品種保護局の手続き規則

長官は、出願者又は他の当事者を代理して植物品種保護局に書面の作成及び提出をする者の許可を管理する規則を定めるものとする。長官は、無資格、不評であること若しくは重大な非行を犯したことが証明された者に対し、通知して聴聞の機会を与えた後、全面的に又は特定の事件について、植物品種保護局に対してその後の手続きをすることを停止させ又は禁止することができる。(7 U.S.C. 2356.)

第 27 条 無認可の手続き代理行為

合衆国で、植物品種保護局の手続きに直接又は間接的に従事する者は、第 26 条の規定に基づいて手続きを停止又は禁止されている間、又は手続き代理行為を認められていない者は、民事訴訟において受領したすべての手数料を返還する責任を負うものとする。ただし、その者が有能かつ過失なく業務を実施したことを立証した場合は、損害賠償責任を免れるものとする。本条は、自立を主張することなく、認可された組織で、責任ある当事者の監督下で働く者には適用されない、若しくは、その者が常時雇用されていた雇用主の指示により実施したことを立証した者には適用されない。(7 U.S.C. 2357.)

第 3 章 - 植物品種保護手数料

第 31 条 植物品種保護手数料

(a) 総則 - 長官は、長官が定めた規則に基づき、この法律に基づいて実施される業務に対し、合理的な手数料を課すものとする。

(b) 遅滞罰金 - 納付金が支払われなかった場合、長官は延滞罰金を課すものとする。当該延滞手数料には、合衆国法典第 31 編第 3717 条により要求される利息が生ずる。

(c) 資金の処分 - 手数料、遅延支払罰金、及び未払利息は、歳出勘定に入れられ、この法律を実施する上で事務総長が負担した経費を支払うために会計年度制限なしに利用できるものとする。納入された資金（延滞罰金及び獲得された利子を含む）は、財務長官の債務保証により、長官の裁量で、元本保証の利子付き口座で運用することができる。

(d) 不法行為 - 検事総長は、この法律に基づき、その者が発見された、居住している、又は取引しているいずれかの地域又は所在地の管轄区域内の地方裁判所又はその他の合衆国裁判所においてこの法律に基づく納付義務のある者に対して、この法律に基づいて支払われなかった費用の回復のための訴訟を提起することができる。裁判所は、訴訟を審理し決定する権限を有するものとする。

(e) 必要な額の承認 - この法律を執行するために必要な額を充てることが認められる。
(7 U.S.C. 2371.)

第 32 条 植物品種保護手数料の支払い；超過額の返還

すべての手数料は長官に支払われ、長官は誤って支払われた金額又は必要な手数料を超える金額を払い戻すことができる。(7 U.S.C. 2372.)